

税負担が猶予・免除に 事業承継税制、特例で申請10倍－人生100年お金の知恵（5）

2020/05/10 02:00 日本経済新聞電子版 1279文字

「約3000万円の贈与税の支払いがすべて猶予されました」。都内で部品製造会社を営むAさんはほっとしたように話す。創業者の父親が80代と高齢のため、2019年に父のもつ株式の贈与を受けて社長に就任した。会社を継ぐ際の税負担がネックだったが、「事業承継税制」が18年に大幅に緩和されたことが背中を押したという。

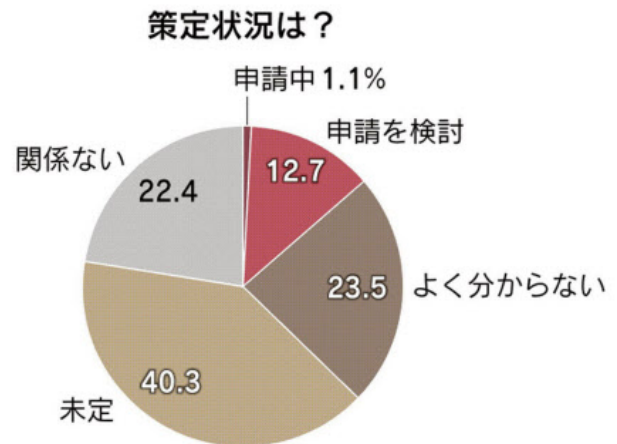
■ 利用条件を大幅に緩和

事業承継とは大まかにいえば中小企業を営む親から子に経営を譲ること。その際に子は親の株式を贈与や相続で取得する必要がある。ただし業績が好調だったり、会社の保有資産が多額だったりすると株式評価額は高くなり、贈与税や相続税の負担が重くなる例は少なくない。そこで雇用維持などの条件を満たせば納税負担を軽減するのが事業承継税制だ。

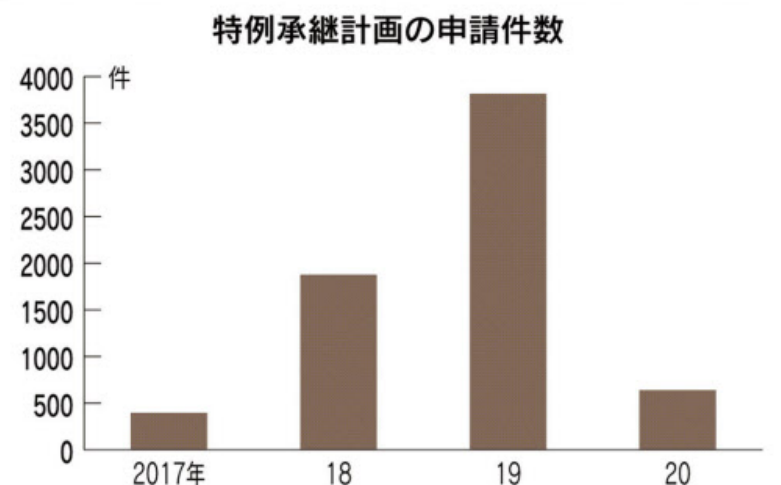
経営を引き継いだとき猶予された贈与税は先代の経営者が亡くなると免除になる。一方で贈与された株式は相続税の対象だが、納税は猶予される。次の世代まで経営を引き継ぐと、猶予されていた相続税は最終的に免除となる。

事業承継税制は09年に始まったが、条件が厳格で利用は低調だった。そこで政府は18年1月から10年間の特例として、贈与や相続に伴う税負担を全額猶予・免除することにした。特例以外の一般措置は全株式の53%相当の猶予で、残りは納税する必要があるだけに思い切った措置だ。

政府の緩和を受けて、都道府県に特例承継計画を提出する経営者は増えている。計画申請件数は19年に3815件と、一般措置だけだった17年の396件に比べほぼ10倍に膨らんだ。



(注)東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」(2019年)をもとに作成



(注)2017年は事業承継税制一般措置の申請件数のみ。20年は1～3月実績

優遇のメリットに加えて、特例の対象になるには23年3月31日までに計画を申請する必要があることも件数を押し上げたようだ。期限を過ぎると一般措置しか受けられないため「特例を受けるか否かは別として、ひとまず計画を提出する経営者が目立った」と税理士の藤曲武美氏は話す。

■認知度向上が課題

ただ、特例の内容が十分に知られていない面もあるようだ。東京商工会議所が特例承継計画の策定状況を中小企業に調査したところ「申請中」「申請を検討している」との回答は合計で14%弱にとどまり、「よく分からない」が23%あまりを占めた。

中小企業は国内企業の大半を占め、独自の技術・ノウハウをもつ企業は多い。中小企業庁によると、25年までに平均引退年齢の70歳を超える中小企業経営者は245万人で、その約半数は後継者が未定だ。特例の認知度が上がれば、活用する企業が増える余地は大きいといえそうだ。

■ここがポイント

5年超えれば利子税免除

コロナ禍で上場企業の株価は大幅に下落し、低迷が続いている。これに連動して「非上場株式の評価も下がり、承継税制の特例を急いで使わなくてもいいと考える経営者が増える可能性はある」（ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士）という見方が出ている。

ただ「相続税の猶予分を経営資金に充て、並行して納税資金を確保する方法もある」と牧口晴一税理士は助言する。猶予されて5年を超えれば、利払いを先延ばしする際に払う過去5年の利子税も免除される。（後藤直久）

許諾番号30076622日本経済新聞社が記事利用を許諾しています。

本サービスで提供される記事、写真、図表、見出しその他の情報(以下「情報」)の著作権その他の知的財産権は、その情報提供者に帰属します。

本サービスで提供される情報の無断転載を禁止します。

本サービスは、方法の如何、有償無償を問わず、契約者以外の第三者に利用させることはできません。

Copyrights © 日本経済新聞社 Nikkei Inc. All Rights Reserved.